

東京大学
エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）協賛事業（ETI-CGC）
2024 年度募集要項

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学（以下、本学）は、本学の学知を結集し、産業界と連携して、2050年までの日本におけるカーボンニュートラル社会の実現により効果的に貢献することを目的にして、東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）を実施することとし、協賛会員（正会員）を以下の通り募集する。

2. 名称

東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）協賛事業（略称：ETI-CGC）

3. 募集内容・手続き

2024年度分協賛金：1,000万円（消費税込み 1,100万円）

（協賛金はETIの活動のために使用する。本事業終了年度末時点での残金は東京大学基金に組み入れ、カーボンニュートラル社会の実現の目的のために大切に活用させていただきます。）

募集期間：2024年 4月15日～2024年 4月 26日（2024年 4月事業開始予定）

参加単位：法人単位（グループ会社や子会社が参加する場合は、別途の参加手続きが必要）

提出書類：協賛会員申込書¹

協賛金納入時期、方法：申込書受領後に本学が送付する請求書に指定する方法・期日による。

4. 協賛事業の運営

本協賛事業は、「東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）協賛事業（ETI-CGC）協賛会員規約」²（添付）に基づき運営する。

本件に関する問い合わせ先：

東京大学産学協創部協創課

e-mail: kyosojigyo.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話：03-5841-1927

住所（協賛会員申込書送付先）

〒113-0032

文京区弥生2-11-16（工学部12号館5F）

東京大学産学協創部協創課

¹ 添付資料（2）参照

² 添付資料（1）参照

添付資料（1）

東京大学 エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）協賛事業（ETI-CGC） 協賛会員規約

第1条 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学（以下、本学）は、本学の学知を結集し、産業界と連携して、2050年までの日本におけるカーボンニュートラル社会の実現により効果的に貢献することを目的として、東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）を行うこととし、その協賛を目的として本事業を実施する。

第2条 協賛事業の名称

東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ（ETI）協賛事業（略称：ETI-CGC）

第3条 協賛会員

協賛会員は、正会員と特別会員の2種（本規約において、正会員と特別会員を併せて「協賛会員」という）から構成され、それらの資格要件は次に定める通りとする。

- (1) 正会員は、別に定める協賛申込書を提出し、応募資格（第8条）を充たす法人
 - (2) 特別会員は、本事業に特別な協力をなし得ると本学が認め、応募資格（第8条）を充たす法人
- 協賛会員の正会員は、年度毎または本学が必要と認める場合に募集する。

協賛会員の正会員になろうとする法人は、本学が定める協賛申込書を提出し、本学が、応募資格（第8条）を充たすことを確認の上受理することによって、協賛会員の正会員となる。

第4条 協賛金

協賛会員は、その種別に応じて次の協賛金を納入しなければならない。

- (1) 正会員：各年度の募集要項で定める金額とする。ただし、年度の途中で募集が行われる場合、協賛金の金額は当該年度で定められた募集金額を月割り計算する。（一か月に満たない場合は、一か月として計算する）
- (2) 特別会員：なし

協賛金は協賛事業の目的のために使用する。なお、本事業終了年度末時点での残金は東京大学基金に組み入れ、カーボンニュートラル社会の実現の目的のために活用する。

第5条 募集期間、方法

協賛会員の正会員は、以下の方法で募集を行う。

募集期間：各年度の協賛会員募集要項に定める方法による。（年度の途中で募集が行われる場合、別途定められた期間）

参加単位：法人単位（グループ会社や子会社が参加する場合は、別途の参加手続きが必要）

募集手続：各年度の協賛会員募集要項に定める方法による。

第6条 活動5原則

本事業は、ETIの方針に基づき、以下の原則をもって運営する。

- (1) グローバル・コモンズである地球環境の持続可能性を守る。このため、日本の温室効果ガスの排出を2050年までにネットゼロにする道筋（パスウェイ）を描く。
- (2) 世界や日本における知見及び科学的洞察を基に、カーボンニュートラルを達成し、幸せと豊かさを実現する、地域事情に沿ったパスウェイを模索する。
- (3) このパスウェイが、多様な地域事情を抱える国々にとっても役立つモデルとなり、世界全体のカーボンニュートラルに貢献することを目指す。
- (4) パスウェイを実現していく過程は、日本の産業構造、経済社会システムや行動様式を未来に向けて変えていく

機会であると考え、どのようにその機会を活かすかをも議論していく。

(5) 関連する政策提言などを行い、日本における議論を広く興すため、リーダーシップを発揮する。

第7条 活動内容（協賛会員受益）

協賛会員は、本学が都度定める日程、手続、方法等により、以下の協賛事業の機会に参加できる。

- ETIが、日本のカーボンニュートラル達成のために産学連携で進める研究活動、すなわち①脱炭素を実現する日本の未来ビジョンの構想（それに伴う産業構造・ライフスタイルの転換を含む）、②エネルギー転換のバスウェイ策定の2つのテーマについて、積極的に関与し連携する機会
- 本学および協賛会員間の意見交換、議論
 - トップレベル会合：協賛会員の代表者各1名（当該企業等の会長、社長その他これに類する役職者）が参加する会合を年一回以上開催
 - デリゲート会合：各メンバーが代表者の補佐として指名するデリゲートが参加する会合を適宜開催
 - その他、必要に応じて会合を開催
- 本学および協賛会員の連携による意見表明、政策提言等の機会
- ETIの研究チーム、グローバル・コモンズ・センター、その他本学関連部局との交流によるカーボンニュートラルについての最新の研究や国際的動向に関する情報（以下、単に「情報」という）の取得
- ETIが連携する国際研究機関、その他機関・組織との交流による情報の取得
- 関連するセミナーやシンポジウム等への参加
- グローバル・コモンズ・センターとの共同研究その他の連携（オプション）
- 本学ホームページや活動を通じた協賛会員の本事業への参加に関する広報
- 協賛会員自身による本事業への参加の広報（要事前協議）

第8条 応募資格

本事業の趣旨に賛同し、日本のカーボンニュートラル実現のためのリーダーシップが期待できる法人

ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとする。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

第9条 協賛の途中解除

協賛者が第8条に基づく応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業の社会的評価・評判が損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛を途中解除できる。

協賛者が年度途中で協賛を途中解除する場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出ることを要する。

原則として、理由によらず協賛が途中解除になった場合、当該年度の協賛金は返還しない。

添付資料 (2)

東京大学
エネルギー・トランジション・イニシアティブ (ETI) 協賛事業 (ETI-CGC)
2024年度協賛申込書

東京大学総長殿

申 込 日	年	月	日
お 申 込 法 人 名 代表者ご記名捺印			㊟
ご 住 所 〒			-
ご 担 当 連 絡 先 部署・役職 :			
ご氏名 :			
電話 :		email :	

東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ (ETI) 協賛事業 (略称 : ETI-CGC) に係る協賛会員規約および募集要項を確認の上、以下の通り協賛会員 (正会員) の申し込みをいたします。

協 賛 事 業 名 東京大学エネルギー・トランジション・イニシアティブ (ETI) 協賛事業 (略称 : ETI-CGC)

協 賛 金 額 1,000 万円 (消費税込み 1,100 万円)

本申込書の送付先 :

〒113-0032 文京区弥生2-11-16 (工学部12号館5F)
東京大学産学協創部協創課

お問合せ先 :

東京大学産学協創部協創課
e-mail: kyosojigyo.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
電話 : 03-5841-1927